

金武町新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

令和8年6月改定

金武町役場 保健福祉課（保健予防係）

1. 市町村行動計画の改定について

【新型インフルエンザ等政府行動計画】

新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの。
(平成25年策定)



令和6年7月に政府行動計画の全面改訂

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、初めて政府行動計画を抜本的に改正

- 「内閣感染症危機管理統括庁」や「国立健康危機管理研究機構(JIHS)」の設置
- 国・都道府県の総合調整・指示権限拡充、医療機関等との協定締結による準備体制の確立等の制度改正など反映。

新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指す。



沖縄県においても平成25年10月に策定した沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画について、専門家による検討、関係者からの意見聴取等を経て、令和7年3月に県行動計画改定



新型インフルエンザ等対策特別措置法(第8条)

市町村は、都道府県計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(市町村行動計画)を作成する。令和8年7月までに完了させるのを目途とする。

2. 政府行動計画の改定のポイント

新型コロナウイルス感染症対応における主な課題

1. 平時の備えの不足 2. 変化する状況への対応の課題 3. 情報発信の課題



政府行動計画改定にあたっての対応（改定の主なポイント）

平時の準備の充実

- 各対策項目を、必要に応じて、準備期・初動期・対応期に分け、特に準備期の取り組みを充実
- ・国、県、関係機関との連携体制を平時から構築
- ・個人防護具等の備蓄やワクチン接種体制の整備など平時からの準備

幅広い感染症への対応と対策の機動的切替え

- 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス以外の呼吸器感染症も念頭に中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
- 状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

対策項目の拡充

- 対策項目を6項目から7項目に拡充し、内容を精緻化
- ・分野横断的な視点のもと、各対策項目の取り組みを強化し、役割分担を明確化
- ・偏見や差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたりスクコミュニケーションのあり方等を整理

3.町行動計画の対策項目

【改定前】

(主要6項目)

①実施体制

②サーベイランス・情報収集

③情報提供・共有

④予防・まん延防止

⑤医療

⑥町民生活及び町民経済
の安定の確保

・未発生期
・海外発生期
・県内未発生期
・県内発生早期
・県内感染期
・小康期の
6つのフェーズを記載

【改定後】

(主要7項目)

①実施体制

②情報提供・共有、
リスクコミュにケーション

③まん延防止

④ワクチン

⑤保健

⑥物資

⑦町民生活及び町民経済の
安定の確保

・準備期
・初動期
・対応期の
3つのフェーズを記載

4.行動計画の主たる2つの目的

1.感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、県の医療提供体制の整備やワクチンが供給されるまでの時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等なるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療につなげることにより、重症者数や死亡者数を減らす。

2.町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、町民生活及び町民の社会経済活動への影響を軽減する。
- 町民生活及び地域経済の安定を確保する。
- 地域での感染症対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 金武町新型インフルエンザ等対策のための業務継続計画の実施等により、公衆衛生等町民の生命及び健康に関わる業務並びに町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に務める。

5.各対策項目の概要

第1章 実施体制（町行動計画 p26～p30）

- 実行的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、関係機関との連携体制を構築するとともに、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応力を高める。
- 有事には、対策の実施体制を強化の上、平時に構築した連携体制を活かして迅速に情報収集・分析とリスク評価を行い、町対策本部において対応方針を決定する。

【第1節 準備期】

- ・実践的な訓練の実施
- ・関係機関との情報共有・連携体制の構築

【第2節 初動期】

- ・初動対応、町対策本部の設置等、発生（疑いを含む）確認時の措置
- ・人員体制の強化準備、迅速な対策の実施に必要な予算の確保

【第3節 対応期】

- ・特措法に基づく総合調整、職員の派遣・応援

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（町行動計画 p31～p34）

- 情報の錯綜や偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにする。

【第1節 準備期】

- ・発生状況や基本的な感染対策等についての平時から情報提供・共有
- ・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発

【第2節 初動期 及び 第3節 対応期】

- ・新型インフルエンザ等の特性や発生状況、有効な感染防止対策等について、迅速かつ一体的に情報 提供・共有
- ・コールセンターの設置を通じた、双方向のコミュニケーションの実施

第3章 まん延防止（町行動計画 p35～p36）

○感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び町民経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じて、まん延防止対策を講ずること、感染拡大のスピードやピークを抑制する。

【第1節 準備期】

- ・有事の対策強化に向けた町民等の理解や準備の促進、基本的な感染対策の普及

【第2節 初動期】

- ・町内におけるまん延防止に備え、関係機関に対応の準備を要請

第4章 ワクチン（町行動計画 p37～p48）

○接種により、町民の健康を守るとともに、入院患者や重症者数等を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることで、新型コロナウイルス等による健康被害や社会活動への影響を最小限にとどめることにつなげる。

○医療機関や事業者、関係団体等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討し、有事に円滑に接種を実施できる体制を構築する。

【第1節 準備期】

- ・医療関係者と連携した接種体制構築に向けた準備（特定接種・住民接種等）
- ・ワクチンに関する基本的な情報提供・共有を通じた町民等の理解促進

【第2節 初動期】

- ・接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築

【第3節 対応期】

- ・高齢者施設入所者等への接種体制確保等、接種体制の拡充

第5章 保健 （町行動計画 p49）

○地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民等の生命及び健康を保護するため、健康観察、生活支援を行う。

【第1節 対応期】

- ・健康観察及び生活支援
- ・当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービス等の提供、物品等の支給に協力

第6章 物資 （町行動計画 p50）

○感染症対策物資等の不足により、医療・検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、平時から、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

【第1節 準備期】

- ・感染症対策物資等を備蓄する
- ・定期的な備蓄状況等の確認

第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保（町行動計画 p51～56）

- 平時から事業所や町民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働きかける。
- 有事には、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取り組みを行う。
また、町民生活及び社会経済活動への影響を緩和するため、必要に応じた支援を行う。

【第1節 準備期】

- ・町民や事業者等に対する衛生用品や食料品、生活必需品等の備蓄の勧奨

【第2節 初動期 及び 第3節 対応期】

- ・生活関連物資等に関する消費者としての適切な行動等の呼びかけ
- ・要配慮者等への生活支援、教育及び学びの継続に関する支援
- ・事業者に対する支援